

◎挨拶

(村長挨拶)

◎開 会

事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

次第に基づき進めたいと思います。

それでは、座らせて説明させていただきます。

初めに、出席委員の確認を行います。

本日の出席委員は11名で定足数に達しており、よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

なお、本日の会議書記は事務局の小山邦之が務めますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

事務局長 それでは、議案第1号 仮議長の指名についてを資料により説明を申し上げます。

こちらの総会資料の4ページをご覧ください。

本日は初総会でありまして、議長が決定しておりません。したがって、榛東村農業委員会総会運営規則第3条第2項のところですね。議長の職務を行う者がいない場合は、最年長の出席委員が臨時に議長の職務を行うと規定されております。よって、本日の出席委員中、最年長でございます星野一郎委員さんをお願いいたします。

それでは、星野一郎さん、よろしくお願いいたします。前へ、すみません、お願いします。こちらで。

仮 議 長 1区の星野一郎です。1区で選ばれたのかと思いましたが、最年長だということなので、議長を務めさせていただきます。仮議長という形で、よろしくお願いいたします。

◎議案第2号

仮 議 長 それでは、第2号議案で仮議席指名についてということでございますが、仮議席は、今、会長が決まるまでの間はこの席でよろしくお願いいたします。

◎議案第3号

仮議長 次に、第3号議案、会長選出についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号 会長の選出についてご説明申し上げます。

今度は資料の1ページ、こちらの資料の1ページをご覧ください。

この規則は榛東村農業委員会の組織及び運営に関する規則でございます。初めに、第2条第1項の会長について、規定をご覧ください。条文を朗読いたします。

委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定しております。

次に、会長等の互選です。第4条第1項並びに第2項をご覧ください。初めに、第1項を朗読いたします。会長及び会長代理の互選は、委員が単記無記名の投票を行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数の同じ者が2人以上あるときはくじで定める。

次に、第2項を朗読します。前項の互選は同項の規定にかかわらず、出席委員の過半数の同意を得て、他の方法によることができると規定されております。

以上の規定に基づきまして選出方法を決定後、会長の選出をお願いいたします。

仮議長 ただいま、事務局から説明が終わりました。

初めに、会長の選出方法についてお諮りしたいと思いますので、会長の線方法についてご意見ございますか。

小山委員さん。

小山委員 小山でございます。

会長の選任方法でございますけれども、投票によらず、指名推選でお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

仮議長 ただいま、小山伸一委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。皆さん、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

仮議長 異議なしでよろしゅうございますか。

異議なしと認め、採決に移ります。

会長の選出方法について、指名推選、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

仮議長 全員賛成です。よって、会長の選出方法は指名推選といたします。

次に、会長の選出に移ります。

ご意見ございますか。

村上誠一委員。

村上委員 村上です。

会長に柳岡稔委員を推薦します。

仮 議 長 ただいま村上誠一君より会長に柳岡稔委員の推薦がありました。

他にご意見ございますか。

(「なし」という声あり)

仮 議 長 全員なしでよろしいですね。

なしとの発言がありましたので、なしと認め、よって、柳岡稔委員を会長に決定します。

新会長が選出されましたので、最年長の議長を下ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

会 長 ただいま皆様方から推挙により会長に選出されました柳岡です。

ただいまこの23期農業委員会の皆様方と3年間、一緒にやっていくわけですが、何分初めての大役ということで、ひとつ皆様方のご協力を得たいと思います。

なお、今、農業情勢、非常に厳しい状況を迎えております。その中で榛東村農業も例外なく、同じ状況だと思います。農業従事者のここでそれに伴う後継者不足、また、耕作放棄地等の発生、そういったものを課題として、今後、榛東村農業委員会で改善していきたいと思いますので、ひとつご協力のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、会議を再開します。

◎議案第4号

議 長 議案第4号 議席の指定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号 議席の指定についてご説明申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

榛東村農業委員会総会運営規則第5条をご覧ください。朗読いたします。議席の指定は、第5条第1項、議席はあらかじめくじで定める。同条第2項、議席の決定は前項の規定にかかわらず、出席委員の過半数の同意を得て、他の方法によることができるの二通りの方法がございます。なお、委員定数12名に対しまして11名の任命のため、1名欠員となっておりますので、その辺もご検討いただければと思います。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局長より議席の決定方法について説明がありました。

なお、ただいま農地利用最適化推進委員予定者が座っている席は、推進委員1番

から推進委員 7 番を専用席とし、議席 1 番が会長、2 番が空席、12 番は会長職務代理といたします。

なお、会長職務代理の決定までは村上誠一委員さんの席を12番としますが、会長職務代理決定後、11番以下の議席へ全て繰り下げることでもありますので、ご了承願います。

議席の指定方法についてはご意見ございませんか。

7 番、小山委員。

小山委員 小山でございます。

ただいま会長が指定した席以外につきましては、くじ引でお願いしたいと思えます。

なお、先ほど話があったとおり 2 番は空席ということで、1 期目の委員の方が 1 番から 8 番まで、2 期目以降の委員の方については 9 番から 12 番までをくじ引で引いて決めていきたいと思えますので、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま小山君より意見並びに提案がございました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 長 異議なしと認め、議席の決定方法はくじ引といたします。

なお、小山君から提案がございましたように、1 期目の委員は議席番号 3 番から 8 番までを、2 期目以上の委員は 9 番から 12 番までのくじ引とします。

それでは、これからくじ引を行います。

事務局長、くじ引の準備をお願いします。

事務局長 これからくじ引を行います。

事務局でお名前をお呼びしますので、くじを引いてください。よろしくお願いいたします。

なお、くじ引の順番につきましては、仮議席の早い委員さんからお願いしたいと思います。

初めに、1 期目の委員さんのくじを行います。お名前をお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、星野委員さん、よろしくお願いいたします。

(「星野さん、5 番」という声あり)

続いて、内海委員さん、よろしくお願いいたします。

(「内海さん、6 番」という声あり)

事務局長 続いて、飯塚委員さん、よろしくお願いします。

(「飯塚さん、4番」という声あり)

事務局長 続いて、真下委員さん、よろしくお願いします。

(「真下さん、3番」という声あり)

事務局長 続いて、一倉委員さん、お願いします。

(「一倉さん、7番」という声あり)

事務局長 続いて、田嶋委員さん、よろしくお願いします。

(「田嶋さん、8番」という声あり)

事務局長 続いて、2期目以上の委員さんのくじ引に移ります。

2期目以上の委員さんの議席番号は9から12番までのくじを引いていただきます。

最初に、萩原明美委員さん。

(「萩原さん、9番」という声あり)

事務局長 続いて、高橋委員さん、お願いします。

(「高橋さん、12番」という声あり)

事務局長 続いて、小山委員さん、お願いします。

(「小山さん、11番」という声あり)

事務局長 次に、村上委員さん、お願いします。

(「村上さん、10番」という声あり)

事務局長 以上でくじ引を終了いたします。

◎議事録署名委員指名

議長 次に、議案第5号 議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に3番、真下治彦君、4番、飯塚綾子君の2名を指名します。

◎議案第6号

議長 続きまして、議案第6号 会長職務代理者の選出についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第6号 会長職務代理者の選出についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。資料の1ページです。

榛東村農業委員会の組織及び運営に関する規則第3条（会長の職務の代理）を朗読いたします。会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員があらかじめ互選した者（以下、「会長代理」という）がその職務を代理すると規定されております。

なお、互選の方法は先ほどご説明申し上げました榛東村農業委員会の組織及び運営に関する規則第4条及び同条第2項に規定されておりますように、会長の選出方法と同様でございます。よって、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局長の説明が終わりました。

初めに、会長職務代理者の選出方法についてお諮りいたします。

ご意見ございませんか。

9番、萩原明美君。

萩原委員 9番、萩原です。

会長職務代理者の選出方法についてですが、投票によらず、指名推選でお願いいたします。

議長 ただいま萩原明美君より指名推選との発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

会長職務代理者の選出方法について、指名推選に賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、会長職務代理者の選出方法は指名推選といたします。

次に、会長職務代理者の選出に移ります。

12番、高橋裕君。

高橋委員 12番、高橋です。

会長職務代理者に小山伸一委員を推薦いたします。

議長 ただいま高橋豊君より会長職務代理者に小山伸一委員の推薦がありました。ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしと認め、よって、小山伸一委員を職務代理者に決定いたします。

ここで小山会長職務代理者によるご挨拶をいただきます。

新会長職務代理者、小山伸一君。

小山会長職務代理者 ただいま皆様方より推挙を受けました小山でございます。

先ほど村長、また会長が挨拶で述べたとおり、今、全国的に農業が厳しい状況にあるということで、特に農業者の高齢化や後継者不足、そういった問題に対して榛東村がさらに中山間地域ということで、非常に１枚１枚の農地が狭いと、そういう状況の中で、やはり今、国が進めている事業というのが非常にうまく進まない。そういった中で、やはり耕作放棄地が今までも非常に多く見られたということで、こういった課題を踏まえた中で、会長を補佐し、皆様方と意見を出し合いながら、榛東村の何とか農業振興につなげていきたいというふうに頑張っていきたいと思えます。３年間ではありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 すみません、会長職務代理が議席12番へ移動となりますので、移動をお願いいたします。

(小山会長職務代理者、議席12番へ移動)

◎議案第７号

議長 引き続き議案第７号 農地利用最適化推進委員についてを議題とします。

農地利用最適化推進委員予定者の方々には退席をお願いします。入室の許可があるまで外でお待ちください。

(農地利用最適化推進委員の予定者退席)

議長 議案第７号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。

こちら次第、２枚紙になっている次第を１ページ開いてください。

こちらに榛東村農地利用最適化推進委員候補者名簿を記載しております。

平成28年の農業委員会等に関する法律の改正によって、農地利用最適化推進委員を設置することとなり、農業委員会等に関する法律第17条第１項において、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされております。

おおむね100ヘクタールに１名という定めの下、榛東村では定員７名として公募いたしました。その結果、資料にあります７名が推薦されました。この７名の方への委嘱に当たり、農地利用最適化推進委員の決定をお願いするものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局長の説明が終わりました。

資料にあります7人について、ご質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質問がないようですので、それでは、榛東村農地利用最適化推進委員の委嘱について、資料にある7人の方に決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、榛東村農地利用最適化推進委員は、資料にある7人に決定しました。

それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱状を交付します。

農地利用最適化推進委員の入室を許可いたします。

(農地利用最適化推進委員入室)

事務局長 これから榛東村農地利用最適化推進委員の委嘱状を交付します。

交付される方の席へ農業委員会長が出向いて手渡しします。

(委嘱状交付)

議長 ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時45分)

(再開 午前10時15分)

◎協議事項

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時50分)